

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための  
仕組みの在り方に関する検討会（第5回）議事概要

開催日時：平成30年2月7日（水）10：00～12：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 11階 第3特別会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授） ※座長  
犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）  
岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）  
佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）  
大門 一幸（豊島区政策経営部区民相談課長）  
田中 穂積（多久市総務課長）  
林 令子（徳島県政策創造部統計データ課長）  
松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）  
村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT 事業本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員）  
矢島 征幸（五霞町政策財務課主幹）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）  
添田 徹郎（行政管理局管理官）  
今井 健司（情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐）  
田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【説明者】

井上 由紀夫（株式会社内田洋行AP&プラットフォーム開発部部長）  
伊藤 博康（株式会社内田洋行研究開発部部長）

【事務局等】

池田 憲治（大臣官房地域力創造審議官）  
猿渡 知之（大臣官房審議官）  
稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）  
若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）  
自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. 地方公共団体の非識別加工情報の活用事例に関するヒアリング
2. 検討会のとりまとめに向けた論点の整理

## 《議事 1 について》

### 【井上部長】

- 今回は飽くまで役所、学校等の内部ではなく、外部の事業者がどのように利活用していくのかという論点で、総務省と一緒に教育データに係る非識別加工情報の活用イメージを作らせていただいた。
- まず 1 点目として、教材会社、教科書会社等の事業者からの提案を受けて、児童生徒の学習コンテンツの利用状況に関するデータを非識別加工して提供する活用イメージを用意した。
- 事業者としては、使用している学習コンテンツにより、類似の設問に対する回答成績に差異があるのか、差異があるとすればどのような傾向にあるのかを分析したり、個別設問について、正答率、難易度、間違え方によって、児童生徒にどのような点を重点的に教えるべきかを分析したりして、既存教材の改良や新しい教材の開発等に活用することができるのではないか。
- このような取組によって、児童生徒の習熟度に応じた教育や正しい理解を効果的に得られる教育を実現するために必要なコンテンツが開発され、最終的には児童生徒の学力の底上げ・向上が期待されるのではないかと趣旨で作成したイメージである。
- 次に 2 点目として、教材会社等の事業者からの提案を受けて、教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を非識別加工して提供する活用イメージを用意した。
- 事業者としては、ベテランの教員はどのような指導を行っているのか、若手の教員はどのような教材を使用する傾向があるのか、どのような教材とどのような教材を組み合わせで授業を行っているのか、使用している教材や指導内容と指導に要した時間や生徒の評価・成績との相関関係から、どのように教材を利用すると効率的で効果的な授業が実践できるのかを分析して、教材の販売戦略の策定や教材の開発、改良等を行うことができるのではないか。
- このような取組によって、教員が教材の利用に関する優良事例やベテラン教員の経験を活用して授業を行えるようになり、教員の指導力の向上が図られるとともに、授業効果の高い教材が開発され、児童生徒の学力の向上が期待されるのではないかと趣旨で作成したイメージである。

### 【事務局】

- 事務局では、株式会社シーディーアイ様からヒアリングをした上で、介護データに係る非識別加工情報の活用イメージを作成した。
- ケアプランの開発・提供を行う事業者からの提案を受けて、市町村が保有する介護に関するデータを非識別加工して提供する活用イメージを用意した。
- 事業者としては、非識別加工情報に含まれる個人属性情報、認定情報、介護給付状況に関

するデータを用いて、A I も活用し、高齢者の疾患や容態による特性、高齢者の容態像別のサービス利用状況、自立支援による効果的なケアプランの抽出について分析して、介護事業者や保険者である市町村からの相談に応じて、ケアプランの開発・提供や介護予防事業の企画等を行うことができるのではないかと。

- このような取組によって、高齢者における介護予防が図られるとともに、介護給付費の適正化等にも繋がるのが期待されるのではないかと趣旨で作成したイメージである。

#### 【佐藤構成員】

- 児童生徒の学習コンテンツの利用状況に係るデータの加工イメージとして、児童生徒の I D を仮個人 I D に置き換えるとあるが、データが積み重なれば重なるほど個人の特定性が出てきてしまうので、どのくらいの期間をイメージしているのかが重要。

#### 【佐藤構成員】

- サンプリングについては、おそらく個々のデータ項目に対して行うと思うが、トップコーディングについては、個々のデータ項目に対して施すことになるか。

#### 【井上部長】

- 御理解のとおり。例えば年齢についていえば、何歳以上という形でトップコーディングすることになる。

#### 【佐藤構成員】

- 年齢に関しては、飛び抜けた値の人がいれば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第 11 条第 4 号の規定に基づきトップコーディングをすることになるが、例えば、飛び抜けた値の人が何人かいたとしても、どのデータ項目も平均値の人が一人しかいないような状況であれば、それはある種の特異性になるので、個々の属性で何か飛び抜けた値だからトップコーディングするというのは、更に検討が必要かと思う。
- 個々のデータの識別性ではなく、それが積み重なったときに識別性があるのかどうかが大切である。
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）」では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章の 2 の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第 11 条第 1 号から第 4 号までの規定に基づく加工を施した上で、同条第 5 号の規定に基づく加工が必要かどうかを判断するという事になっているので、その点が明確に理解されるよう更に検討する必要があるのではないかと。

#### 【事務局】

- 今回用意した活用イメージは、内田洋行様と事務局とでディスカッションをしながら作成させていただいたもので、飽くまでもイメージを理解してもらうことを目的としたものである。なお精査をさせていただき、今後精度の高いものを作り上げていきたいと考えている。

#### 【岡村構成員】

- 統計データで代替することはできないのか。非識別加工情報として作成するメリットをどの点に感じたか。

#### 【井上部長】

- 統計データでも代替はできるケースもあると思うが、今回は、官民データ活用推進基本法の趣旨に沿って、地方公共団体のデータの民間利用を早く実現できるようにお協力をさせていただいている。

#### 【佐藤構成員】

- 教育系のデータに関しては、例えば、医療系のコホートのような形で生徒一人ひとりの学習効果を追うということであれば、統計的な加工は無理で、一人ひとり追わなければならないので、非識別加工情報を活用するメリットはあるかと思う。
- 介護データに係る加工例のイメージについても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第11条第5号の規定に関するところ、つまりデータ全体として特異な記述というところの考慮についてどのような方法で加工するのか、どのような流れでやれば上手く加工できるのかを示していないと、理解しにくいのではないかと考えている。

#### 【村上構成員】

- 統計情報で代替可能かどうかという点について、統計情報・非識別加工情報・個人情報という三つの情報の関連性において、真ん中に位置する非識別加工情報には統計情報では対応できない具体的なニーズや活用の在り方があるのだということを、最終的なとりまとめの際に整理しておく、議論している内容が分かりやすくなるのではないかと考えている。

#### 【矢島構成員】

- 校務や教育に関するソリューションは、現場でも非常に人気があり、今回のような教育データに係る非識別加工情報がフォーマットとして抽出できるようなソリューションが他のメーカー等でも出てくれば、校務支援システムの全国導入シェアからしても非常に有効なものになるのではないかと考えている。

**【岡村構成員】**

- 事業者のメリットを考えた場合に、統計情報で済むのか、非識別加工情報でなければならないのかという点について補足しておく、教育データに関しては、学校等が特定の生徒を指導する場合は、「この人」という話でないといけないので、非識別加工情報ではなく識別情報、つまり個人情報そのものが必要になり、事業者にその分析を任せるのは委託という形になる。介護データに関しても同様である。

**【大門構成員】**

- 今回の非識別加工情報の仕組みは、個人情報の保護から利活用へというパラダイムシフトをする大きな転換であるので、そのような意味で地方公共団体側としては、住民、議会等の理解を得るためにも、新産業の創出といったような事業者のメリットだけではなく、地方公共団体や住民にとっても、この仕組みには今までのオープンデータや統計情報では賄えないこういったメリットがあるということを強く打ち出せると非常に理解も得られやすいと思うので、この点についてより精度の高いものに仕上げていく必要があると考えている。

**【村上構成員】**

- 一つの学校の中だけで分析するのではなく、例えば都内全体の学校のデータを分析するといった地方公共団体間で情報を共有することで新たに発見できる点もあるのではないかな。

**【林構成員】**

- 教育データについては、以前からある程度の活用ニーズがあると聞いているが、現場としては生徒に係るデータはセンシティブなデータとして厳密に保護してきた面もあるので、今回の制度導入で教育分野を含めてデータが積極的に活用されていく流れになるのではないかなと思っている。

《議事2について》

**【村上構成員】**

- 地方公共団体が持っているデータは質が高いという点について、確かにそういう点はあると思うが、結構データにばらつきや間違いがあったり、また、活用を前提としていないデータなので非常に使いにくかったりといった意見もあるので、活用するに当たっては色々な課題もあるということは前提としておいたほうがよいと思う。

**【佐藤構成員】**

- 地方公共団体のデータの悉皆性については、民間、国の行政機関と比較したときの特徴の一つと思うので、その点を考慮してサンプリングというか、レコードの一部抽出というのを整理しているのは非常に良いことである。

**【松岡構成員】**

- 個人情報保護条例の見直しへの支援がポイントになる。条例改正に当たって、住民や議会に対して、自分たちの情報を非識別加工したものが、自らの地域にも成果として還元される事例があると納得されやすいと思う。そういう意味で、教育や介護の事例はわかりやすく、引き続き作業を進めていただきたいと思う。
- 作成組織のような仕組みについては、一定の個人情報を扱うところなので、安全管理措置のルールがしっかりしているとともに、地方公共団体の意向も踏まえた仕組みとしていただきたいと思う。

**【佐藤構成員】**

- 次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報制度においては、本人に、認定を受けた匿名加工医療情報作成事業者に匿名加工医療情報を提供したくないと表明できることになっている。この仕組みは、今回の作成組織について考える上で参考になると思うが、こういった差異もあるので、その点も考慮した方がよいと思う。

**【矢島構成員】**

- マイナンバー制度の導入の際、個人情報保護条例とは別に特定個人情報保護条例を制定したところもあるので、今回も既存の条例改正という方法のほかに、新規条例を制定するという方法もあり得るのではないかな。
- 既に条例改正を行った都道府県やこれから条例改正を予定している団体等、先行事例についての情報収集をして、議会できちんと説明ができるように、各地方公共団体に積極的に情報提供をしてもらいたい。

**【田中構成員】**

- 多久市としては、この取り組みが国のほうとしては地方自治体への支援という書き方を書いているが、国のほうの法律に基づいて利活用を促進するということを検討していくことを、盛り込んでいただきたいというふうに思っている。第2回の検討会の中でも当市の市長が発表したとおり、個人情報保護条例も全国の1,800団体がそれぞれつくっているところで、それぞれの自治体でそれぞれの担当者が苦勞して、また、それぞれの議会あるいは住民に対しての説明をしながらクリアしていくというのは、非常に多大な労力と時間がかかるものだろうと思う。現状の中でも書いてあるとおり、まだ非識別加工情報の

条例改正に取り組んでいる自治体は、わずかであるので、ぜひ法律で経済の育成、利活用を促進していくという部分を盛り込んでいただきたいと思う。今回の検討会の中でいろいろな活用事例等が出てきたし、本日も教育に関する分野が出ており、いろいろ利活用イメージが出てきたところがあるので、そういったところは是非これを進めるためにも進めていただきたいと思っている。全体的に、非識別加工情報の活用というところに、もう少し国が積極的にかかわっていただくということを、盛り込んでいただければと思う。

#### 【岡村構成員】

- 次世代医療基盤法については、個人の医療情報というものへの特殊性ということを反映した制度設計となっており、これは生データの形で認定された機関へ提供する一方で、医療機関側のオプトインと患者のオプトアウトということでバランスをとっているという設計となっている。今回の報告書はこれで結構だが、今後、各地方公共団体が迷わないように、さらに具体的にどう対応を決めればいいのかということについて、国から情報提供していくことが必要だろう。

#### 【村上構成員】

- 総務省が各地方公共団体の取組状況を把握し公表することは重要であり、各地方公共団体の条例を公表する場合は、分析しやすい形で提供していただくと、民間事業者等が色々使うので、これを機会に検討していただきたい。

#### 【佐藤構成員】

- 作成組織については、民間事業者から複数の団体にわたるニーズが出てくることも考えられるので、具体的に検討する上では、そういうケースへの対応等、細かく整理していかなければならない。
- また、作成組織は、特定の範囲の情報のみ扱うという設計もあり得る。提供される非識別加工情報の範囲は、重要な課題。住民の理解を得るためにも、丁寧に検討すべき。
- 技術的な面からいうと、作成組織は、地方公共団体からのデータ提供を伴うので、地方公共団体と同等ないし、複数の地方公共団体のデータを扱うことも視野に入れると、同等以上の安全管理措置をとる必要もあるかもしれず、安全性について慎重に検討しなければならない。

#### 【大門構成員】

- 条例改正を促進していくためには、非識別加工情報制度の具体的な仕組みを明らかにしていくのが最も効果的ではないか。
- 印象としては提案の募集から非識別加工情報の作成・提供までをワンストップで行える作成組織の方が、共同受託組織よりもスムーズではないかと考えている。

○作成組織については、対象情報を限定しない形で、法律で整備するのが望ましいのではないか。また、この場合、作成組織の仕組みと条例改正との関係性を明確にする必要があるのではないか。

#### 【佐藤構成員】

○作成組織の方は、確かに地方公共団体の負担の面からは、良さそうに見えるが、地方公共団体からデータを作成組織に提供するとき、データの形式が統一されていないと作成組織が加工を行うのに相当苦勞するという課題も考えられ、地方公共団体の側である程度データの統一性を図ってもらうことが必要になってくると思われ、検討していくと、実務的な面で、地方公共団体負担が結構出てくるのではないかと。

#### 【村上構成員】

○データの形式の問題については同感であり、今後整理していかなければならない課題である。また、作成組織については、利用件数や費用をもう少し正確に詰めていかないと、この組織が成立するかは中々難しい。作成組織の在り方としては、まずは非識別加工の仕組みとして検討していけば良いが、今後、地域包括ケアなど、広域での自治体のデータ活用という観点も重要になってくることも想定して、データ分析や統計の作成等も視野に入れると、いろいろ可能性が出てくると感じた。

#### 【犬塚構成員】

○共同受託組織について、受託・委託業務は加工には限定されないもので、例えば、提案を受け付けて審査をするというところまで委託するというのも可能ではないか。そのように考えていくと、委託の仕組みを上手く活用して作成組織のイメージに近いような形の運用を行うというのはあり得るのかなと思うので、単純に対比して考えると、少し誤解されやすいのではないかと。

○作成組織は、一定の基準に基づき国が認定するという事になっているが、共同受託組織についても、ぜひ一定の基準をクリアして国が認定をするというような仕組みを整えていただければ、安心して委託するということができるのではないかと。

#### 【林構成員】

○法律に先行して地方公共団体で個人情報保護条例が制定されてきたという経緯からすると、データの利活用という新たな仕組みの導入については、住民にしっかり説明していく必要があるということであり、そうすると、住民にどのようなメリットがあるのか、データを提供する側からすれば、自分に利益が還元されるとなると納得しやすいという部分があるので、様々な事例等についての情報提供をお願いしたい。

○条例改正を進める点については、先行している国の状況等の情報を提供していくと、まだ



改正していない団体の理解も進むのではないか。

- 地方公共団体のデータを集めて事業に生していくという趣旨を踏まえれば、作成組織という仕組みの方が、実際の地方公共団体の立場と利活用の考え方を分けるという点で分かりやすいし、民間にとってもデータの提案を受けたりしやすい仕組みではないかと考えている。現時点では、民間側も自治体の保有データについて、まだまだ情報不足で、ニーズが具体化していない状況であることから、具体化は、今後の検討になるかと思う。
- データの統一性は、オープンデータでも重要な論点となっている。